

津波被害を想定した道路啓開（車両移動）訓練を行います

～災害時の緊急車両通行ルートを迅速に確保するために～

室蘭開発建設部では、災害時の緊急車両通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策として、浦河道路事務所において関係機関と連携した災害対策基本法に基づく道路啓開（車両移動）訓練を下記のとおり行いますのでお知らせします。

記

- 1 実施日時 令和6年11月6日（水） 13：30～15：30
- 2 実施場所 室蘭開発建設部浦河道路事務所
住所：浦河郡浦河町堺町西4丁目8番1号（別紙1参照）
- 3 主 催 胆振・日高地方道路防災連絡協議会
- 4 参加機関 北海道札幌方面浦河警察署、日高東部消防組合浦河消防署、
北海道電力ネットワーク（株）、室蘭開発建設部、道路維持除雪委託業者
- 5 訓練内容 大規模地震・津波災害を想定した、災害対策基本法に基づく道路啓開（車両移動）訓練
・道路啓開（車両移動）訓練（がれき撤去、車両移動訓練）
・乗員保護訓練（食料、毛布等配布訓練）
・被災者救助訓練
- 6 その他 取材を希望される方は、11月1日（金）16時まで下記の間合せ先にお知らせ願います。
悪天候、突発事象等により、中止や参加機関が変更となる場合があります。
悪天候等により中止となる場合は、当部から取材を希望された方へお知らせします。
野外での見学となりますので、防寒服等の備えをお願いいたします。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部

道路防災推進官 野藤 昌樹 電話 0143-25-7047（ダイヤルイン）

道路整備保全課長 小林 暁 電話 0143-25-7047（ダイヤルイン）

室蘭開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>





至 えりも

出典: 地理院地図

昨年度の実施状況(苦小牧道路事務所で実施)



倒壊した電柱・ガレキ撤去



ホイールローダーによる車両移動

災害時の緊急車両通行ルート確保

～災害対策基本法の改正～

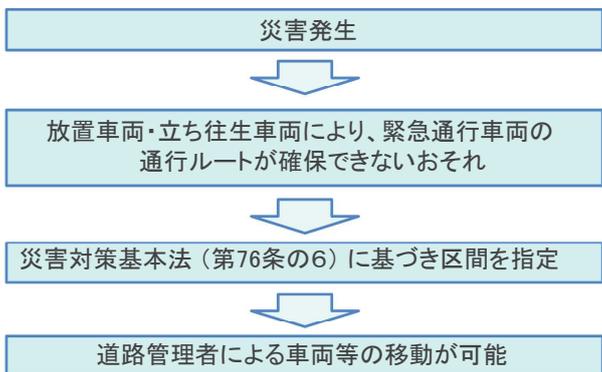


災害対策基本法改正の概要

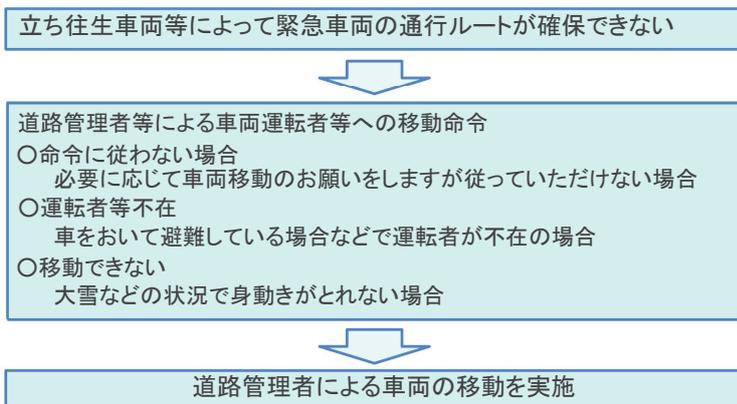
大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月21日に施行されました。

災対法に基づく車両等の移動の流れ

■ 区間指定の流れ



■ 車両移動の流れ



道路利用者の皆様へのお願い

- 暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えていただきますよう、お願いいたします。
- 大地震や暴風雪等の災害時に、車両等をおいて避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急車両の通行ルート確保にご協力をお願いいたします。
- なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。



【気象情報や道路情報などはこちらから】

国道・道道の通行規制情報をチェック
道路情報提供システム
 道路規制情報、道路気象情報、道路画像
 情報をWebページで確認
 パソコン ▶ <https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/>



道路の異常を発見したときは…
24時間受付
道路緊急ダイヤル
#9910 (全国共通番号)
※通話は無料です

北の道ナビ 吹雪の視界情報
 吹雪での視界不良情報をメールでの配信サービスも実施
 パソコン ▶ <https://www.northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm>
 スマホ ▶ https://www.northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki_u.htm



立ち往生車両発生状況



登坂不能車による渋滞状況



除雪車による牽引状況